

奈情審第9号  
令和3年5月6日

奈良市長 様  
(審査庁担当課 総務部法務ガバナンス課)

奈良市情報公開審査会  
会長 戸城 杏奈

行政文書開示請求部分開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和2年12月17日付け奈総法第202号で諮問のあった下記の件について、  
別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第02-14号】

奈良市長（処分庁担当課 総務部総務課）が行った令和2年8月31日付け奈総  
総第316号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に対する審査請  
求について

(別紙)

答申：行文第58号

諮問：行文第02-14号

## 答 申

### 第1 審査会の結論

奈良市長が、令和2年8月31日付けで行った奈総総第316号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分は、妥当である。

### 第2 審査請求の経緯

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年7月14日付けで、条例第5条第1項の規定に基づいて、奈良市長（以下「**処分庁**」という。）に対して、次の行政文書開示請求（以下「**本件開示請求**」という。）を行った。

- (1) 令和2年度第1回、2回、3回情報公開審査会の場所、出席者、配席表に係る文書（起案を含む）
- (2) 現任の情報公開審査会委員の選定・選任に係る文書一切（会長、会長職務代理者の選定・選任を含む）

#### 2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、次の行政文書を対象行政文書として特定した。

##### (1) 本件開示請求の(1)について

- ア 令和2年度第1回奈良市情報公開審査会の開催について（令和2年4月10日決裁）
- イ 令和2年度第2回奈良市情報公開審査会の開催について（令和2年5月25日決裁）
- ウ 令和2年度第3回奈良市情報公開審査会の開催について（令和2年6月15日決裁）
- エ 令和2年度第1回奈良市情報公開審査会の会議録（要点筆記）について（令和2年6月17日決裁）
- オ 令和2年度第2回奈良市情報公開審査会の会議録（要点筆記）について（令和2年6月17日決裁）

##### (2) 本件開示請求の(2)について

- ア 奈良市情報公開審査会委員への委嘱及び報酬額の決定について（令和2

年1月29日決裁)

イ 奈良市情報公開審査会委員の委嘱に係る承諾依頼について（令和2年2月12日決裁）

### 3 処分庁の決定

処分庁は、2の行政文書について、次の(1)及び(2)に掲げる本件開示請求の内容に応じ、(1)及び(2)に定める理由で、本件開示請求のうち(1)の令和2年度第1回、2回、3回情報公開審査会の配席表に係る文書については、配席表を作成しておらず、また取得もしていないことから保有していないとの理由で、本件処分を行い、令和2年8月31日付でその旨を審査請求人に通知した。

(1) 上記2(1)について エ及びオのうち、各審査請求事案の具体的な審議の記録については、条例第19条第1項の規定による諮問に係る調査審議手続における具体的な審議の記録であり、条例第26条により公にすることが禁じられており、条例第7条第1号に該当する。

(2) 上記2(2)について

ア アのうち、情報公開審査会委員の自宅の項及び年齢の項並びに各委員のプロフィール（以下「**本件プロフィール**」という。）のうち生年月日、略歴（一部に限る）及び活動等の項（一部に限る）については、当該委員個人に関する情報であり、公務の遂行に関する情報でないことから、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。

イ イのうち、承諾書のうち住所及び個人の印影については、当該委員個人に関する情報であり、公務の遂行に関する情報でないことから、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。

### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分のうち本件プロフィールに係る決定を不服として、令和2年11月17日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、奈良市長に対し、審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

### 2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された意見書を要約すると、審査請求の理由

はおおむね次のとおりである。

(1) 本件プロフィールの不開示部分について開示できる情報を不開示とした可能性を否定できない。

(2) 条例第7条第2号について

本件プロフィールは、個人識別情報であるから、条例第7条第2号ただし書の問題に帰着する。ただし書アは、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示として保護する必要性に乏しいと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。そして、「慣行として」は公にすることが慣行として行われていることを意味し、「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足りる。

つまり、識別情報であっても、一般に公にされている情報は、開示によりプライバシー等を侵害するおそれはないので開示の対象となる。これを大阪市の「情報公開推進のための指針」では、「個人に関する情報であっても、不特定多数の者に広く知られる状態に置かれている場合には公開する」と端的にまとめられている。

平成19年度(行情)答申第65号では、ホームページや刊行物に現に登載されている場合には、公表慣行が認められており、名古屋高裁判決平成17年(行コ)第58号においては、公共図書館に保管されている新聞記事は、条例若しくは慣行により、公共図書館において原則誰でも閲覧できる状態にあると認められるから、記事中の氏名についても、新聞記事を閲覧することにより誰でも知り得る状態におかれていることになるから、公開すべき情報に当たると判示している。

(3) 審査会の委員の生年月日、略歴について

次のとおり、A委員及びB委員の生年月日や経歴等の一部は、さまざまなメディアで公になっているのが認められる。当然のことながら生年月日や過去の経歴を変更することはできない。

ア A委員

(ア) 国立国会図書館インターネット資料保存事業

国立国会図書館では、国内のウェブサイト情報を記録し、後世へと伝えていくことを目的に平成18年に本格事業としてこの事業を開始した。平成22年には国立国会図書館法は改正され、すべての公的機関ウェブサイトについて、許諾を得ることなく収集保存を行うことが可能となった。また、民間機関のウェブサイトに対しても、順次許諾依頼を行って収集範囲の拡大に努めている。

この結果、ウェブサイトをそのままの形で保存するので、いつでも過去に遡って見ることができる。保存したデータは全て国立国会図書館の館内で見ることができるだけでなく、発信者の許諾が得られたものはインターネット上で公開されている。

国立国会図書館で収集された大学のウェブサイトはインターネットで公開されているから、大学が許諾しているのは明らかである。当該ウェブサイトから生年月日、勤務状況等が記載されている。

(イ) researchmap

国立研究開発法人科学技術振興機構のホームページにリンクしているresearchmap（研究者のプロフィールの管理を支援するインターネットのサービスであると同時に、研究者の情報を集積するデータベース）では、更に詳しい学歴、職歴が公になっている。

(ウ) J-GLOBAL

J-GLOBALの情報は、researchmapの情報と同様である。

(エ) 大学のリポジトリ

大学のリポジトリに博士論文の要旨が挙げられている。これから当該大学で博士を取得したのが認められる。

(オ) 著書

委員プロフィールにある主な著書等にある著書の著者紹介では、生年と当時の現職の記載がある。

以上から、A委員の生年月日、学歴、職歴等経歴の大部分が公になっていると認められる。不開示部分にこれらが含まれていれば、その部分は条例第7条第2号ただし書アに当たり不開示情報ではない。

イ B委員

平成31年4月6日の甲社の新聞記事で、生年月が紹介されている。また、弁護士会案内冊子で、生年が記載されている。よって、生年月日のうち生年月までは公になっていると認められる。

甲社及び乙社の新聞記事より、4件の略歴が公になっていると認められる。このうち、4件のうち3件は開示されていない。よって、不開示部分にこれらの情報があれば、条例第7条第2号ただし書アに当たり不開示情報ではない。

活動等の一部が不開示になっているところ、委員プロフィールは、自らのプロフィールを役所に提出するものであるから、活動とは趣味的活動ではなく、社会的活動を意味すると解するのが自然である。そうすると公になっている可能性を否定できない。しかし、この点につき理由提示は不明

確で、条例第7条第2号ただし書に当たるか判断できない。

(4) 争点と審査会委員の関係

本件の争点は、審査会委員のプロフィールの開示・不開示である。これはまさに審査会委員に関わることである。ゆえに、審査の対象である審査会委員自身が、審査会の審理に加わることに問題はないか、如何にして客観性を担保するかが問題となる。

(5) 審査会事務局と主務課について

本件の主務課は総務課であり、審査会事務局も総務課情報公開係である。そうすると、審査会は非公開であるから、審査会委員と総務課職員しか参加しない。それで審査会の審理や審査会答申の客観性が担保されるか、疑問なしとしない。ゆえに、総務課が主務課の事案は、事務局を別にするなど何らかの措置が必要と考える。

(6) 審査請求の手續について

条例第18条より開示決定等に係る不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定を適用せず、審理員制度を除外している。ゆえに、審査庁が処分庁である場合は、審査庁が弁明書を作成し、審査請求人等に送付することになり、審査庁と処分庁が同一であるから当然、審査庁から処分庁に対する手續は、原則として不要になる。(行政不服審査法 審査請求事務取扱マニュアル(審査庁・審理員編))

以上から、本件は処分庁と審査庁は同一であるから、奈良市長から奈良市長へ提出された令和2年12月15日付け奈総総第526号弁明書は不要で、審査庁である奈良市長が作成した弁明書を添付して奈良市情報公開審査会に諮問し、その弁明書副本を審査請求人に送付するものである。

(7) 本件審査請求の手續について

本件審査請求は提出日の令和2年11月17日に総務課に受け付けられたので、処分庁である審査庁は後日審査請求があったことを認識した。これに対して弁明書が作成されたのが令和2年12月15日で、作成にかけることのできた日数は28日であるのに対して、弁明書の送付及び反論書等の通知が届いたのが12月18日で、提出期限は1月7日であるから、審査請求人に与えられた日数は20日であり、公平性を欠いている。

(8) まとめ

審査会委員のうち、A委員及びB委員の生年月日、経歴等の不開示部分について、ホームページ、新聞、著作等で公になっている部分があれば、条例第7条第2号ただし書アにあたり不開示情報に該当しない。

#### 第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、不開示理由はおおむね次のとおりである。

- 1 本件プロフィールは、奈良市情報公開審査会各委員個人の私生活及び社会活動といった個人に関する情報が記載されており、また、審査請求人が審査請求の理由で開示を求める当該文書の不開示部分には各委員の生年月日、略歴、活動等が記載されている。
- 2 条例第7条には、実施機関は開示請求があった場合には同条各号に該当する情報を除いて開示しなければならないと規定されており、同条第2号本文は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては不開示情報として規定している。  
また、同号ただし書において、次に掲げる情報は、同号本文の不開示情報であっても開示しなければならない旨、規定されている。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- 3 本件不開示部分については、生年月日は当該委員個人に関する情報であり、また、略歴及び活動等については、当該委員個人の学歴、職歴及び社会活動の記載であり、条例第7条第2号本文に規定する特定の個人を識別できる情報に該当し、かつ、同号ただし書アからウまでに該当しない。ただし、公表されている略歴及び活動等の内容については開示している。
- 4 以上のことから、本件処分には違法又は不当な点は何ら存在しないものであり、本件審査請求に理由がなく、本件審査請求を棄却するよう求める。

#### 第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえ、本件プロフィールについて審査した結果、次のとおり判断した。

審査請求人は、処分庁が本件処分で本件プロフィールを不開示とした部分について、インターネット上で検索した情報、書籍に記載された情報及び新聞記

事に掲載された情報に含まれている部分は開示すべきと主張しており、これらが条例第7条第2号ただし書アに該当するかどうかである。

#### 1 条例第7条第2号について

- (1) 条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

なお、同号本文に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報とする趣旨であり、照合の対象となる「他の情報」には、一般人が通常入手し得る情報だけでなく、仮に当該個人の近親者、関係者等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

また、同号本文は、特定の個人を識別することはできない情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものも個人に関する情報の不開示情報の要件としており、例として、個人の人格、内心若しくは心身状態に関する情報、基礎年金番号のような不正利用被害のおそれのある番号等の情報又は個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報が考えられる。

このほか、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

- (2) なお、条例第7条第2号ただし書アに規定する「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りるが、当該情報と同種の情報が公にされた事例があつたとしても、それが個別的な事例でとどまる限り、「慣行として」には当たらない。また、「公にされ」とは、当該情

報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実である必要はない。そして、「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定の下に保有されている情報であり、将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられるものと解される。

## 2 本件プロフィールの不開示妥当性について

### (1) インターネット上で検索した情報について

ア インターネット上のウェブサイトは、特に制限が加えられていない限り、誰でも閲覧可能なものである。しかし、反面において、インターネット上のウェブサイトは、その存在が知られず誰にも閲覧されないことがあり得るものであり、あるいは、検索サイトにおいては手掛かりとなる語がなければ当該情報を知り得ることができないものでもある。

イ そこで、当審査会が、審査請求人が例示するインターネット上のウェブサイトを見分した。これらのウェブサイトの記載などによると、主として学術目的で研究者が利用することを目的としており、またアーカイブを作成するために保管されている情報もあるなど、いずれも一般的に利用される検索サイトではないと言え、その存在、少なくともこれらウェブサイトにはA委員の情報が掲示されていることを、誰も知っているとは認められない。

ウ また、審査請求人が例示するインターネット上のウェブサイトに掲載されたA委員の生年月日、経歴等は、委員として就任するに際して公にされたものではないこと、最新のものでも本件処分まで約20年の時間が経過しており、その間A委員の経歴としての情報は更新及び公表された情報ではないこと、また、審査請求人が例示しているホームページの一部は、遅くとも当審査会の調査時には削除されていることなどの事情からみると、A委員の生年月日、経歴等は、過去の一時点において公表されたそのような情報がその状態のまま放置された情報であり、ウェブサイトで検索した結果、検索当時事実上収集可能な情報であったに過ぎない。

エ したがって、インターネット上の検索サイトに掲載された情報と本件プロフィールに係る情報が同一であったとしても、インターネット上の情報は、それを閲覧する特別の目的をもって検索しなければ、又は過去の一時点で公表された情報を特別に検索する目的をもってしなければ入手することはできず、その検索によって結果として得られたA委員の生年月日、経歴等が当該ウェブサイトに掲示されている状態にあるからといって、現在慣行として公にされている情報とは認められず、これらの情報は条例第7

条第2号ただし書アに該当しない。

(2) 書籍に記載された情報について

審査請求人が例示するA委員が共著である書籍について、当審査会が、事務局職員に当該書籍について調査させた。県内及び近隣府県の大手書店に当該書籍を購入したい旨の問い合わせを行うと、初版から約25年あまり経過しており、取り扱っていない旨や絶版を窺わせる回答があり、また、県内の公立図書館及び国立国会図書館関西館における蔵書について問い合わせたが、見つけることができないという状況であった。

このような状況をみると、当該書籍は過去の一時点では流通仲介事業者を通して書店で販売された可能性はあったものの、現在は特別な入手目的をもって探さなければ入手が困難か入手できないものであり、当該書籍に掲載されたA委員の生年月日、経歴等は、慣行として公にされている情報とは認められず、条例第7条第2号ただし書アに該当しない。

(3) 新聞記事等に掲載された情報について

ア 新聞記事に掲載された情報について

当審査会が当該新聞記事を見分したところ、B委員がその所属する弁護士会長に就任した記事であって、その内容は、会長としての抱負や弁護士会の事業方針、弁護士として業務の姿勢を主たるものとするもので、当該記事の一部に新聞社の取材に基づいた経歴などの情報がある。これらの新聞記事で、一定の範囲でB委員に関する情報が公表されたことによって、その限度においてB委員のプライバシーは一定の制約を受けざるを得ないものの、それを超えてあらゆる場面においてB委員に関する個人情報が公にされていると言うことはできない。すなわち、過去に新聞報道等により公表された情報であっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされていると認められない場合や、その公表が個別の特殊事情に基づく一時的な事象にとどまり、慣行によるものとは認められない場合も、当然にあり得る。

また、過去の一時点において公表されたそのような情報については、時間の経過に伴い社会一般の関心や記憶が薄れ、次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくとともに、生年月日、経歴等はB委員の一個人に属する情報として公表性の高い情報であるとは言えず、その権利利益を守る必要性が増していくと考えられる。加えて、これらの情報は委員として就任するに際して公にされたものではない。

したがって、B委員の生年月日、経歴等が過去に報道等で公表されたものであるとしても、そのような事実をもって、当該情報が慣行として公に

されている情報とは認められず、条例第7条第2号ただし書アに該当しない。

イ 弁護士会が発行した冊子に掲載された情報について

審査請求人が例示する弁護士会が発行した冊子について、当審査会が、事務局職員に当該冊子について調査させた。当該弁護士会によると、当該冊子は、当該弁護士会に所属する弁護士を案内する趣旨ではあるものの、発行する部数が限られており、一定の部数の配布先が決まっていること、その余の部数を希望する者に対して配布するものであるが、広く不特定の者に配布しているものではないとのことであった。

このような状況をみると、当該冊子はその発行状況や配布状況から誰しもが入手できるものとは言えず、当該冊子に掲載された情報が慣行として公にされている情報とは認められず、条例第7条第2号ただし書アに該当しない。

3 本件審査請求の審査の客観性について

当審査会は、本件プロフィールの審査に当たって、A委員に係る部分の審査についてはA委員を除く4人の委員で、B委員に係る部分の審査についてはB委員を除く4人で、それぞれ審査することにより、審査の客観性を担保した。

4 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年12月17日	審査庁から諮問を受けた。
令和3年 1月29日	令和2年度第10回審査会 1 審査請求についての概要説明を受けた。 2 処分庁から口頭による説明を受けた。 3 事案の審議を行った。
令和3年 2月25日	令和2年度第11回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 3月17日	令和2年度第12回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 4月28日	令和3年度第1回審査会

	答申案の取りまとめを行った。
令和3年 5月 6日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
石黒 良彦	弁護士	
上田 健介	近畿大学法学部教授	
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	会長職務代理者
戸城 杏奈	弁護士	会 長
浜口 廣久	弁護士	

備考 本件事案の審査において、関係委員に係る部分の審議については、当該委員を除いて審議を行った。